



山形県公報

平成17年10月11日(火)
第1683号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例

施行規則.....(情報企画課)...1129

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則.....(文化振興課)...1132

### 告 示

漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅.....(農政企画課)... 同

漁船損害等補償法の規定による付保義務発生のための同意の認定.....( 同 )...1133

第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可.....(生産流通課)... 同

土地改良区の役員の退任の届出.....(村山総合支庁農村計画課)...1134

土地改良区の役員の就任の届出.....( 同 )... 同

道路の区域の変更.....(村山総合支庁建設総務課)... 同

県道の供用の開始.....( 同 )...1135

### 内水面漁場管理委員会関係

#### 告 示

内水面における区画漁業の免許内容についての公聴会の開催..... 同

### 公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....(置賜総合支庁企画振興課)... 同

中小企業の新事業活動促進に関する事業環境整備構想の公表.....(産業政策課)...1136

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律による中核的支援機関の認定.....( 同 )... 同

一般競争入札の公告.....(置賜総合支庁建設総務課)... 同

## 規 則

山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則をここに公布する。

平成17年10月11日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第75号

山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年10月県条例第98号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

（条例第3条第1項の規則で定める保存）

第3条 条例第3条第1項の規則で定める保存は、別表第1及び別表第2の左欄に掲げる条例及び規則（以下「条例等」という。）のこれらの表の右欄に掲げる規定に基づく書面の保存並びに別表第3の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の保存であって知事の承認を受けた民間事業者等が行うものとする。

（電磁的記録による保存）

第4条 民間事業者等が、条例第3条第1項の規定に基づき、別表第1及び別表第2の左欄に掲げる条例等のこれらの表の右欄に掲げる規定に基づく書面の保存又は知事の承認を受けて別表第3の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- (1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類する一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
  - (2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- 2 民間事業者等が、前項の規定に基づき別表第1及び別表第2の左欄に掲げる条例等のこれらの表の右欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録として記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器への表示及び書面への出力ができるようにするための措置を講じなければならない。
- 3 民間事業者等が、第1項の規定に基づき、別表第2の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、前項の措置に加えて、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 電磁的記録に記録された事項について消失を防止するための措置
  - (2) 電磁的記録に記録された事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及びその内容を確認することができるようにするための措置
- 4 民間事業者等が、第1項の規定に基づき、知事の承認を受けて別表第3の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合に講じる措置については、地方税法（昭和25年法律第226号）第748条の規定による電磁的記録の保存の例による。

（条例第4条第1項の規則で定める作成）

第5条 条例第4条第1項の規則で定める作成は、別表第4の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の作成とする。

（電磁的記録による作成）

第6条 民間事業者等が、条例第4条第1項の規定に基づき、別表第4の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により行わなければならない。

（条例第5条第1項の規則で定める縦覧等）

第7条 条例第5条第1項の規則で定める縦覧等は、別表第5の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第8条 民間事業者等が、条例第5条第1項の規定に基づき、別表第5の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行わなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 別表第1

| 条 例 等                                      | 規 定                     |
|--------------------------------------------|-------------------------|
| 公衆浴場法施行条例（昭和23年12月県条例第67号）                 | 第3条第1項第13号、第19号及び第24号   |
| 旅館業法施行条例（昭和33年7月県条例第25号）                   | 別表第2第2項、第8項及び第13項       |
| 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年7月県条例第25号）      | 第14条                    |
| 山形県環境影響評価条例（平成11年7月県条例第29号）                | 第7条、第15条、第22条及び第34条第2項  |
| 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和42年2月県規則第5号）  | 第11条第1号から第6号まで、第8号及び第9号 |
| 卸売市場条例施行規則（昭和46年12月県規則第75号）                | 第20条                    |
| 山形県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則（昭和48年3月県規則第19号） | 第8条                     |

## 別表第2

| 条 例 等                                                    | 規 定     |
|----------------------------------------------------------|---------|
| 天災による被害農林漁業者の経営資金に対する利子補給費及び損失補償費補助金交付規則（昭和33年6月県規則第25号） | 第7条第1号  |
| 山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）                        | 第21条    |
| 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則                               | 第11条第7号 |
| 山形県中小企業高度化資金貸付規則（昭和43年2月県規則第10号）                         | 第26条    |

## 別表第3

| 条 例 等                   | 規 定           |
|-------------------------|---------------|
| 山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号） | 第89条第3項及び第97条 |

## 別表第4

| 条 例 等                 | 規 定        |
|-----------------------|------------|
| 公衆浴場法施行条例             | 第3条第1項第24号 |
| 山形県県税条例               | 第97条       |
| 旅館業法施行条例              | 別表第2第13項   |
| 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 | 第14条       |

|                                          |                              |
|------------------------------------------|------------------------------|
| 山形県環境影響評価条例                              | 第5条、第13条第1項、第20条第2項及び第34条第1項 |
| 天災による被害農林漁業者の経営資金に対する利子補給費及び損失補償費補助金交付規則 | 第7条第1号                       |
| 山形県補助金等の適正化に関する規則                        | 第21条                         |
| 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則               | 第11条第1号、第2号及び第5号から第9号まで      |
| 山形県中小企業高度化資金貸付規則                         | 第26条                         |
| 山形県卸売市場条例施行規則                            | 第20条                         |
| 山形県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則               | 第8条                          |

別表第5

| 条 例 等       | 規 定                    |
|-------------|------------------------|
| 山形県環境影響評価条例 | 第7条、第15条、第22条及び第34条第2項 |

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月11日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県規則第76号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年8月県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録による保存等）

第9条 法人が、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づき、電磁的記録の保存、作成及び縦覧等を行う場合は、山形県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年10月県規則第75号）第4条第1項及び第2項、第6条並びに第8条の規定の例により行わなければならない。別記様式第7号中「破産」を「破産手続開始の決定」に、「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。別記様式第8号及び別記様式第9号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

#### 山形県告示第882号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成17年10月11日限り消滅した。

平成17年10月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 加 入 区 の 名 称 | 区 域                                  |
|-------------|--------------------------------------|
| 北 部 加 入 区   | 酒田市の区域（酒田市飛島の区域を除く。）及び飽海郡遊佐町の区域      |
| 中 部 加 入 区   | 鶴岡市の区域（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域を除く。） |
| 南 部 加 入 区   | 鶴岡市の区域（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域に限る。） |

山形県告示第883号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による当該加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者はすべてその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意があったものと認める。

平成17年10月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 加 入 区 の 名 称 | 区 域                                  |
|-------------|--------------------------------------|
| 北 部 加 入 区   | 酒田市の区域（酒田市飛島の区域を除く。）及び飽海郡遊佐町の区域      |
| 中 部 加 入 区   | 鶴岡市の区域（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域を除く。） |
| 南 部 加 入 区   | 鶴岡市の区域（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域に限る。） |

山形県告示第884号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

平成17年10月11日

山形県知事 齋 藤 弘

1 漁業権者の名称及び住所

- (1) 名 称 小国川漁業協同組合
- (2) 住 所 最上郡舟形町舟形276番地

2 漁業権の免許番号

内共第11号及び内共第12号

3 変更の内容

第5条第2項の表中 「刺網」 を 「刺網  
(移動するもの)」 に改める。

第7条第1項の表中「250メートル」を「100メートル」に改める。

第10条第1項の表中

|        |
|--------|
| 1,000円 |
| 5,000円 |
| 1,500円 |
| 7,500円 |

を

|        |
|--------|
| 1,200円 |
| 6,000円 |
| 1,800円 |
| 9,000円 |

に改め、同条4項の表中

|         |   |         |       |
|---------|---|---------|-------|
| 13,500円 | を | 14,000円 | に改める。 |
| 13,500円 |   | 14,000円 |       |

4 変更後の遊漁規則の施行日

平成17年10月11日

山形県告示第885号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村山北部土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成17年10月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所            |
|----------|---------|----------------|
| 理 事      | 矢 野 強 志 | 尾花沢市榊町二丁目4番16号 |

山形県告示第886号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村山北部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成17年10月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名   | 住 所            |
|----------|-------|----------------|
| 理 事      | 笹 原 哲 | 尾花沢市榊町一丁目2番27号 |

山形県告示第887号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年10月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成17年10月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 蔵王公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|---------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 山形市蔵王上野字若瀬1979番3から<br>同 120番5まで | 旧    | 25.8メートル<br>と<br>8.0  | メートル<br>144 |
| 同 上                             | 新    | 50.4メートル<br>と<br>11.8 | メートル<br>140 |

## 山形県告示第888号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年10月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成17年10月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 蔵王公園線
- 2 供用開始の区間 山形市蔵王上野字若瀬1979番3から  
同 120番5まで
- 3 供用開始の期日 平成17年10月11日

## 内水面漁場管理委員会関係

### 告 示

## 山形県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項及び第130条第4項の規定により、内水面の区画漁業の免許内容等について、次のとおり公聴会を開催する。

平成17年10月11日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 設 楽 作 巳

## 1 日時及び場所

| 区 分       | 日 時                      | 場 所                           |
|-----------|--------------------------|-------------------------------|
| 置賜地区に係るもの | 平成17年10月25日(火)<br>午後2時から | 米沢市金池七丁目1番50号<br>置賜総合支庁501会議室 |

## 2 案 件

- (1) 免許予定日 平成18年5月1日
- (2) 申請期間 告示の日から平成18年1月31日まで
- (3) 免許の内容たるべき事項及び地元地区

| 区 分 | 免 許 の 内 容 た る べ き 事 項 |       |      |                               | 地元地区        |
|-----|-----------------------|-------|------|-------------------------------|-------------|
|     | 漁業の種類                 | 漁業の名称 | 漁業時期 | 漁場の位置及び区域                     |             |
| 1   | 第二種<br>区画漁業           | こい養殖業 | 周年   | 東置賜郡高畠町大字高安字清水前5 -<br>2清水ヶ原溜井 | 東置賜郡<br>高畠町 |
| 2   | 同                     | 同     | 同    | 米沢市三沢川筋参26127 - 1<br>片子温水溜池   | 米沢市         |

- (4) 存続期間 平成18年5月1日から平成20年12月31日まで

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成17年10月11日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 申請のあった年月日

平成17年9月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 地域生活支援協会

(2) 代表者の氏名

高橋 哲男

(3) 主たる事務所の所在地

山形県米沢市城南一丁目5番41号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢又は障害や子育て等の事由により、生活の支援を必要とする者及びその家族に生活の利便を提供し、安全かつ安心して暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第25条第1項の規定により中小企業の新事業活動促進に関する事業環境整備構想を作成したので、当該構想を記載した書類を商工労働観光部産業政策課において縦覧に供する。

平成17年10月11日

山形県知事 齋 藤 弘

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第26条第1項の規定により、次のとおり中核的支援機関を認定した。

平成17年10月11日

山形県知事 齋 藤 弘

1 中核的支援機関の名称及び住所

財団法人山形県企業振興公社

山形市城南町一丁目16番1号

2 事務所の所在地

山形市城南町一丁目16番1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成17年10月11日

山形県置賜総合支庁長 大 沼 幸 一

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 米沢市金池七丁目1番50号 山形県置賜総合支庁本庁舎401会議室（4階）

(2) 日 時 平成17年10月27日（木） 午前11時

2 入札に付する事項

(1) 調達する物品の名称 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）

(2) 調達予定数量 1,200トン

(3) 調達する物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期間 契約締結の翌日から平成18年3月31日まで

(5) 納入方法及び納入場所 入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者であること。



- (3) 当該調達物品について、平成12年度以降、国（公団及び事業団を含む。）又は地方公共団体等（公社を含む。）に対し定期的に納入した実績を有すること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
米沢市金池七丁目1番50号 山形県置賜総合支庁建設部建設総務課経理係 電話番号0238-26-6070
- 5 入札参加資格の確認等  
この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書及び3に係る証明書を次に掲げる日時及び場所に持参するものとする。
- (1) 受付期間 平成17年10月11日（火）から同月18日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日を除く。）
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 受付場所 山形県置賜総合支庁建設部建設総務課経理係
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 7 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 8 その他
- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等にかかる契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (2) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (3) 詳細については入札説明書による。

平成17年10月11日印刷  
平成17年10月11日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056